

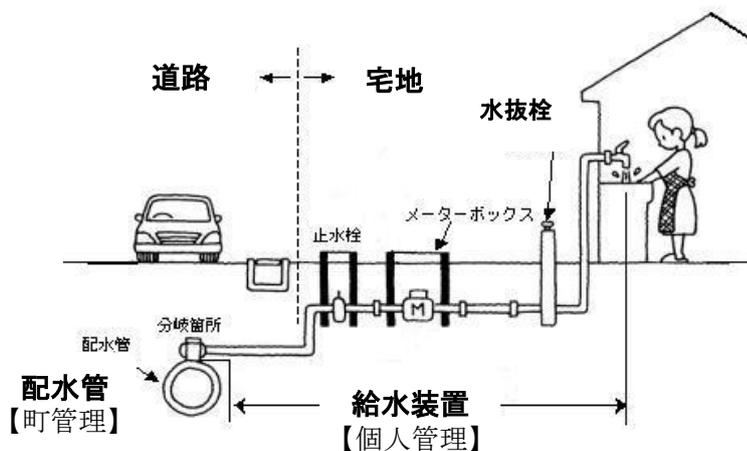
給水装置を適切に管理しましょう

～給水装置は個人の所有物です～

給水装置とは、棚倉町上下水道課が管理する配水管から所有者（管理者、使用者）が分岐して、自宅等に引き込んだ水道管（給水管）から蛇口までの設備のことです。（貯水槽が設置されている場合は貯水槽まで）

給水装置の工事は、所有者の費用負担で行われており、水道メーター以外は全て個人の所有物となります。

所有者の責任により、点検や修繕などの維持管理をお願いします。



《給水装置の定期的な維持管理をお願いします》

- ・定期的に漏水の点検をしましょう。
- ・漏水を放置しておく、思わぬ高額な請求を受けることがありますので、水道事業者に連絡して早めに修理しましょう。

【宅地内の漏水の調べ方】

- ① 蛇口等を全部しめる。
 - ② 水道メーターのパイロットを確認する。
- ※ パイロットが回っていれば、漏水の可能性が
あります。

《水道メーターの管理にご協力をお願いします》

- ・水道メーターの上に物を置いたり、水道メーターの近くに犬をつないだりしないでください。水道メーターの維持管理及び検針ができなくなります。

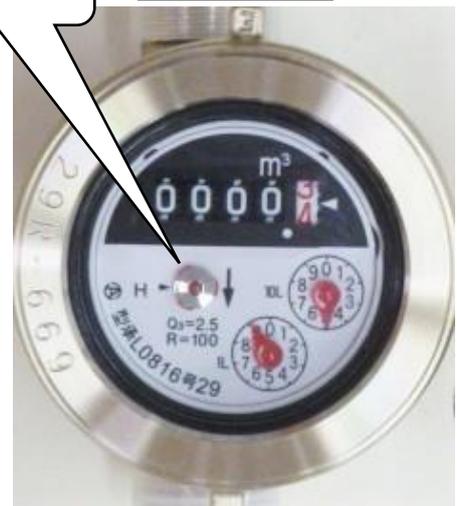
【水道メーターの取替え】

水道メーターは、計量法で8年間の有効期間が定められています。

そのため、棚倉町上下水道課では有効期間満了の年月までに水道メーターの取替えを行っています。なお、水道メーター取替えの際に個人からお金を負担していただくことはありません。

パイロット

水道メーター



【たなちゃんの水道質問コーナー】



- ① 配水管（はいすいかん）ってななに
棚倉町上下水道課で管理している水道本管です。水道水がいっぱい流れています。主に道路（公道）に埋められています。
- ② 給水管（きゅうすいかん）ってななに
配水管から各家庭に水道水を引き込む細い水道管です。個人の管理になります。
- ③ 止水栓（しすいせん）ってななに
水道を出したり止めたりするバルブ（ゲート）です。棚倉町上下水道課職員しか操作できません。宅地内に入るとすぐに止水栓があります。
- ④ 水道メーター（すいどうめーたー）ってななに
水道水の量を計る器具です。給水管は個人のもですが、中を通る水道水は棚倉町上下水道課で浄水して各家庭に配っています。2か月に一度、検針員が水量を確認しにお家に訪問します。この水量と期間により料金が決まります。
- ⑤ 水抜栓（みずぬきせん）ってななに
水道管の水を抜くための装置です。水は氷点下になると凍りますが、凍ったときに液体から固体に変化し体積が増えます。このとき、水道管を破裂させます。これを防ぐため事前に水抜栓を閉めておきます。冬の寒い日やお家を不在にするときは、水抜栓を閉めましょう。（マイナス5度以下が目安です。）
- ⑥ 給水装置（きゅうすいそうち）ってななに
上記②～⑤、蛇口を総称して給水装置といいます。これらは個人の所有物なので、個人管理になります。ただし、水道メーターは、棚倉町上下水道課の所有物ですが管理は個人にお願いしています。

水は限りある資源です。大切にしましょう。



給水装置は個人の管理
なんだね！